# やまがた暮らしプチ体験事業(置賜地域) 業務委託仕様書(企画提案用)

# 1 目的

本県の地域活力維持のためには、地方生活に関心のある都市部の人材を本県へ呼び込み、関係人口の創出・拡大又は、移住検討のきっかけを提供していくことが重要である。

本事業は、仕事、暮らし、観光、地域課題、地域住民との交流等を組み合わせた、山形ならではの暮らしや地域の魅力を体感してもらう体験プログラムを構築し、展開していくもの。

# 2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

# 3 業務の内容

(1) 体験プログラムの設計

地域内の事業者や市町村等の関係機関とともに仕事、暮らし、観光、地域課題、地域住民との交流等の要素からなる体験プログラムを設計すること。

#### 【設計プログラム数】

4プログラム以上

※1つの事業者での受入れ期間を1プログラムとし、それぞれのプログラムに、仕事、暮らし、観光、地域課題、地域住民との交流等の体験を盛り込むこと。

# 【プログラム参加者人数】

合計8名以上

# 【プログラム実施日数】

1プログラムあたり: 4泊5日以上

※ただし、より長い日数であることが望ましい。

#### <参考>

令和5年度(全21件):6泊7日17件、5泊6日1件、4泊5日3件

令和6年度(全15件):6泊7日13件、4泊5日2件

# 【体験プログラムの内容(例)】

	初日	滞在中	最終日
午前	移動	受入れ事業者の下で仕事体験	地域交流
午後	移動		地域交流
夕方	顔合わせ	自由時間・地域住民との交流	移動

# (2) 体験プログラムにおける受入事業者の開拓

# 【受入事業者数】

置賜地域内の事業者4者以上

# (3) 参加者の募集及び決定

(1)で設計した体験プログラムへの参加者の募集及び決定の方法を検討したうえで、実施すること。募集及び決定は、関係法令を遵守した方法により行うこと。

# 【ターゲット層】

居住地 山形県外在住者

#### (4) 参加者の宿泊場所や移動手段の情報提供

市町村等の関係機関や受入事業者と連携し、参加者が滞在期間中に滞在(宿泊)することができる場所及び地域内での移動手段の情報を取得・整理し、参加者へ情報の提供を行うこと。

# (5) 体験プログラムの周知

- ① 体験プログラムの周知や参加者の募集について、ターゲット層に広く広報できるような媒体を用いて行うこと。
- ② 参加申込があったものについては、受注者は申し込み受け付けを行い、申込情報を適切に管理し、申込者に対して必要な連絡を適宜行うこと。また参加が決定した者に関する情報(氏名・性別・年齢・居住地)を県へ提供することができるよう参加申込者に対して同意を得ること。

# (6) 参加者の旅費(交通費・宿泊費)補助

参加者への交通費・宿泊費補助について、プログラムの内容や実施日数等に応じて、実施の有無を検討し、補助対象経費及び補助上限額等の設定内容は、企画提案書で説明すること。なお、参加者への補助は、間接的な補助も可とする。

# (7) 緊急時の対応

滞在中に天災、事故、疾病等の事態が発生した場合は、参加者の安否確認や安全確保等対応を 適時適切に行うこと。また、保険への加入手続きなど滞在に必要な措置を適切に講じること。

# (8) 事前打合せ・進行管理

事業実施にあたっての関係者同士の打合せや、事業の進捗状況を確認するための県との打合 せを適宜設定すること。打ち合わせに係る調整は、受注者が行うこと。

#### (9) 対象経費

委託料の対象経費は以下のとおりとする。

- ① 体験プログラムの設計に関する経費
  - 【例】プログラムの企画、関係者との打ち合わせや交渉、折衝、現地調査に係る経費など
- ② 体験プログラムにおける受入事業者の開拓

【例】受入事業者の募集、受入れの打診、交渉、訪問に係る経費など

③ 参加者の募集及び決定に関する経費

【例】マッチングプラットフォーム利用に係る経費、募集活動に係る旅費など

# ④ 体験プログラムの実施に関する経費

【例】スタッフの旅費、協力者への謝金、保険料、参加者への交通費補助に係る経費など

#### (10) アンケートの実施

受注者は、参加者、受入事業者に対して、本事業に対する感想・意見(良かった点、改善点など)や、本県での仕事や暮らしに関するアンケートを行うものとする。アンケート項目は、 事前に県と調整すること。

# (11) 本県移住相談窓口との連携

必要に応じて、本県の移住相談窓口及び市町村と連携しながら、関係人口化や移住の後押しとなるようなアプローチを参加者へ行うこと。また、山形県のホームページにて、本事業に関する記事を掲載することができるよう、記事の内容等の提出を求められた場合は、応じること。提出時のフォーマット及び提出期限等は事業開始後に県が定めるものとする。連携にあたっては、参加者についての必要な情報を共有すること。

#### (12) 事業完了報告書の提出

受注者は、アンケートの内容や本事業を実施したうえで受注者が考える課題等を分析し、参加者が受入事業者や自治体に求めることや、受入側の課題等、県内における関係人口や移住者の受入環境整備に資するようとりまとめ、事業完了報告書として提出すること。

- ① 提出方法 紙媒体3部及び電子データ
- ② 提出期限 令和8年3月13日(金)

# (13) 留意事項

- ① スケジュール及び事業の進め方については、契約締結後に、県、関係団体と協議のうえ決 定すること。
- ② 事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

#### (14) その他

契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定すること。